

耐震改修住宅に伴う固定資産税の減額措置

既存住宅を耐震改修した場合、下記の要件を備えた場合に住宅耐震改修に伴う固定資産税（家屋）税額が減額されます。

【減額対象家屋】

昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、令和4年4月1日から令和6年3月31日までに耐震改修工事を行った家屋。

【軽減対象床面積】

1戸あたり120㎡相当分まで

【工事の費用及び期間】

1戸あたりの耐震改修工事費が50万円超であること

【減額の内容】

改修家屋全体にかかる1戸あたり120㎡相当分まで固定資産税の2分の1の額(長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2)

マンション・共同住宅については、全棟を改修の対象とします
都市計画税にはこの減額の適用はありません

【減額される期間】

- 改修工事が完了した年の翌年度の1年間が適用されます
※但し、要安全確認沿道建築物については2年間

【添付書類】

- 耐震基準適合住宅申請書（第93号様式）
- 建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書…(ア)
- 耐震改修工事に要した費用を証する書類（工事明細書、領収書）

「但し、分譲の区分所有のマンションについては、各共有者の負担割合が記載された書類（共有者全員の記名捺印があるもの）など、全体工事の内、耐震改修費用の確認できる書類、写しで申請者の負担した費用額が確認できるものが必要です。（コピーでも可。但し、原本提出のうえで原本は返却します。）」

※(ア)の証明書は建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人が発行します。

- 長期優良住宅の認定通知書の写し(長期優良住宅に該当する場合のみ)

【申告期間】

改修完了後3ヶ月以内

申告先 池田市総務部課税課
072-752-1111
家屋担当 内線 286・287